

# こんな事件が起きています！

お金の貸し借りが原因で・・・

人をなぐって  
ケガをさせたら



**傷害罪**

です。

遊びすぎて、お金がなくなり・・・



人に暴力をふるったり  
おどかすなどして  
お金をとれば

**強盗罪**

や

**恐喝罪**

です。

◆ 刑法第236条第1項 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期徒刑に処する。

◆ 刑法第240条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

やって良いことか悪いことか **判断する力** を身につけよう。  
自分の気持ちをコントロールする **自制心** を育てよう。  
悪いことはしない、悪いことに流されない **強い意思** を持とう。

神奈川県警察